

平成22年1月6日（水）19:00～

市役所 10階 第6会議室

●会議次第

市長挨拶

1. 開 会

2. 会 議

- (1) 平成21年度 第2回会議の議事録確認
- (2) 帯広市地域福祉計画（原案）について
- (3) 第二期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について
- (4) その他

3. 閉 会

●出席委員※順不同

堀委員、有田委員、鹿野委員、渡邊委員、箕浦委員、佐和委員、
若林委員、松崎委員 本吉委員、真井委員、柁安委員、坂本委員、安達委員
前田委員、畑中委員、鈴木委員、佐藤（多）委員、坂井委員、樋渡委員、中川委員

<副市長挨拶>

皆様、新年明けましておめでとうございます。委員の皆様方におかれましては新年早々何かとお忙しい中、また、大雪の大変足元が悪い中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

昨年の12月には帯広市の将来を見据えました総合的なまちづくりの指針となります、第六期帯広市総合計画の基本構想をまとめたところでございます。本日はその総合計画の分野計画であります帯広市地域福祉計画と、第二期帯広市アイヌ施策推進計画の原案につきまして、この後ご審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

この2つの計画につきましては、これまでも委員の皆様方に骨子案や原原案などの形でお示しをし、ご審議をいただいております。

また、本審議会の専門部会におきましても帯広市障害者計画、おびひろ子ども未来プランの策定に向けたご審議をお願いしているところでございまして、平成22年度からの実施に向けての計画策定作業を進めているところでございます。いずれの計画も市民生活を支えるうえで大変重要なものであり、市民の期待も大きなものと思います。

委員の皆様にも市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、一層のお

力添えを賜りますようお願いを申しあげ、簡単でございますけれども審議会の開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いを申しあげます。

(会長挨拶)

皆様、明けましておめでとうございます。昨年は流行語大賞にもなりました政権交代ということがおきました。私達も社会福祉費の増大を期待して医者の方の6割が民主党に投票したということもいわれております。

ところがその後の事業仕分け等を見ているとそんな簡単なものではなく、厳しい内容も示されております。

本当に多難な年になるとは思いますが、帯広市民の為にこの会議を活発化させていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 開会

審議会委員23名中20名の出席

資料1 平成21年度 第2回帯広市健康生活支援審議会議事録

資料2 帯広市地域福祉計画(原案)

資料2-2 帯広市地域福祉計画(原案)概要版

資料3 第2期帯広市アイヌ施策推進計画(原案)

資料3-2 第2期帯広市アイヌ施策推進計画(原案)概要版

2. 会議

(1) 議事録の確認

(会長)

はじめに議題の(1)議事録の確認についてであります。資料1、前回の審議会の議事録をご確認いただきたいと思っております。この議事録はこの場でご確認いただいた後公開される予定になっております。

これに関しまして何かご質問ご意見はございませんでしょうか。

【質疑応答特になし】承認

(2) 帯広市地域福祉計画(原案)について

(会長)

(2) 帯広市地域福祉計画(原案)について次にこれを議題といたします。では事務局より報告をお願いします。

(事務局)

それでは資料の2をご覧くださいと思います。帯広市地域福祉計画の原案のご説明をいたします。

第1章計画の策定にあたってですが、1の計画策定の背景及び趣旨では、社会環境の変化、新たな地域課題の社会問題化、法制度の変遷、計画策定の趣旨につきまして記載しています。

2の計画の基本的事項では計画策定の目的、計画の範囲、計画の期間を記載しています。

3の計画の位置付けでは(1)の位置付けとしまして第六期帯広市総合計画の分野計画として保健・医療・福祉の理念や施策の方向などを示し、更に高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりの各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画であることを記載しています。

図に示しますと3ページの図になります。また4ページには地域福祉計画と他の計画の期間を表しています。4の計画の策定体制と意見の反映でございます。(1)策定体制(2)市民意見の反映を記載しています。

第2章、地域福祉を取り巻く現状、1帯広市健康生活支援システム基本計画の実施状況では、これまで帯広市が取り組んでまいりました健康生活支援システム基本計画の取り組み状況等を記載してございます。

(1)の健康生活支援システムでは市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援を行う健康生活支援システムの仕組みを記載してございます。3つの機能、5つの体制、5つの分野で示しております。7ページ目、(2)健康生活支援システムの実施状況をこちらでは記載しています。

3つの機能、課題発見、課題解決、点検・評価、こちらはこれまでの主な取り組み内容と今後の方向性を記載しています。

次に、5つの体制は帯広市健康生活支援審議会、保健福祉センター、行政組織の再編・充実、総合相談調整窓口、保健医療福祉情報システムの主な取り組みと今後の方向性を記載してございます。

5つの分野であります但しこちらは児童育成システム、障害児養育システム、障害者支援システム、高齢者支援システム、健康づくり支援システムの主な取り組み内容と今後の方向性を記載しております。

医療と保健福祉の連携では医療と保健福祉の連携、健康生活支援システムと市立病院の主な取り組みと今後の方向性を記載しています。

13ページ目、2になりますが帯広市の保健・医療・福祉の状況を記載しています。(1)人口、世帯数、年齢別構成などの状況といたしまして、①人口・世帯数・平均世帯人員の推移を記載しています。②年齢別構成の推移、次のページ③婚姻数と出生数の状況を記載しています。(2)子どもと家庭を取り巻く状況では、①母子、父子、世帯数等の推移、②保育所幼稚園利用などの推移、③児童保育センターの入所児童数と利用率の推移について

記載しています。(3)では障害のある人を取り巻く状況を記載しています。(4)高齢者を取り巻く状況では①高齢化率と高齢者単身世帯の推移、②介護度別要介護認定者数の推移を記載してございます。(5)健康の状況では、①各種健康審査受診者数の推移。②各種予防接種者の状況を記載しています。

(6)医療の状況、(7)生活保護の被保護世帯数、人員の状況を記載しています。

(8)では町内会活動の状況を記載しています。(9)のボランティア、NPOの状況では①ボランティア団体数と人員の推移、②NPOの状況について記載しております。

第3章、計画の基本的考え方であり、①計画の理念ですが、少子高齢化や核家族化の進行等により地域住民同士の関係の希薄化がありますが、アンケート調査や意見交換会によっては身近な地域での助け合いや見守り活動、交流など地域住民同士の親しい関係が必要であるとの声が多く、市民が相互に協力し支えあいながら、健康でいきがいをもって生活できる地域社会の構築が求められています。

こうしたことから市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援、この計画の基本理念として定めてございます。2の計画の基本方向は基本理念の実現のために、子供から高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で共に支え合い安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりを基本目標といたしております。

3の計画の基本的視点では、計画の基本理念を踏まえ基本目標を実現するために次の4つの基本的視点をもって策定いたします。

- 1番、すべての市民が安心して暮らしやすい地域を作るために。
- 2番、地域の活動を積極的にすすめるために。
- 3番、安心して利用できるサービスを実現するために。
- 4番、総合的な健康づくりを推進するために。

以上が基本的視点です。

次に、第4章の施策の展開であります。1の施策の体系こちらにつきましては基本目標4つの基本的視点10の施策の基本方向、そして主な施策と施策の体系全体を表にまとめてございます。2施策の基本方向及び主な施策であります。10の施策の基本方向とそれぞれの現状と課題、施策の目標、主な施策を記載しております。施策の展開にあたりましては健康生活支援システムの3つの機能と5つの体制を運用し、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活を実現するための施設であります「保健福祉センター」、高齢者や障害のある人、福祉団体の活動拠点である「グリーンプラザ」を拠点施設といたしまして施策を推進してまいります。

施策の基本方向1番ノーマライゼーション理念の定着です。施策の目標はさまざまなハンディキャップを持つ人たちを、地域で支えて地域社会の一員として生き生きと暮らせる環境づくりに努め、誰もが暮らしやすいと感じる地域づくりをすすめます。主な施策は①心のバリアフリーの促進です。施策の基本方向2、ユニバーサルデザインのまちづくりでは施策の目標は誰もが暮らしやすい生活環境を整備していくために、ユニバーサルデザイ

ンの考えに基づいた地域づくりをすすめます。

主な施策は、①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進、②都市基盤整備であります。

施策の方向3、防災、防犯活動の推進では施策の目標、日常から緊急時・災害時に備え地域における組織づくりや体制の構築など、安全で安心した地域づくりをすすめます。

関係機関との協力体制のもとで防犯・交通安全の施策の充実をはかり、安心して生活できる地域づくりをすすめます。主な施策は①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進です。

施策の基本方向4、地域の福祉活動の推進では施策の目標、市民が日常生活において協力し、支え合うことのできるネットワークを地域で構築するとともに、既存の市民活動の情報や様子などの情報発信を積極的に行い、より多くの市民が地域での活動で参加できる環境づくりにつとめます。

主な施策は①地域で支える仕組みの充実

②地域活動の促進

③交流会の促進

④コミュニティ活動の推進

⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進

次の施策基本方向、5地域福祉を担う人材育成の促進では、主な施策①地域の人材の育成②ボランティアの養成となっています。

施策の基本方向6、相談・支援体制の充実では施策の目標、市や社会福祉協議会のほか、関係機関、各種相談員などを含めた相談体制の周知につとめます。また、地域において保健・医療・福祉に関するさまざまなサービスの相談や支援がスムーズに行うことができる体制づくりをすすめます。主な施策は、①総合的な相談体制の整備、②地域における相談体制の充実、③権利擁護事業の充実です。

施策の基本方向7、適切な福祉サービス利用の促進では施策の目標、安心して利用できる福祉サービスの制度や仕組みの周知をすすめます。また、事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。

主な施策は①住宅サービスの充実、②保育サービスの充実、③障害福祉サービスの提供体制の充実です。

施策の基本方向8、総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立では施策の目標、市民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるよう保健・医療・福祉及び関係する分野の機関が連携し、福祉サービスの提供を総合的に調整する体制づくりをすすめます。主な施策、①サービス提供団体の連携の促進、②地域生活移行の推進、③療育施策の充実、④子育て支援の総合的連携の推進であります。

施策の基本方向9、健康づくりの推進では、施策の目標といたしまして健康づくりに対する市民の意識啓発をはかるとともに、市民の主体的な健康づくりをすすめます。

主な施策は、①健康づくり活動の推進、②健康づくりの意識の普及、③介護予防の推進です。

施策の基本方向10、医療との連携では施策の目標といたしまして、市民が住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるように、住宅医療やリハビリテーションを提供できる医療機関・介護サービス事業者・訪問看護ステーションなどとの連携をはかり、帯広保健所などと協力しながら、地域の保健・医療・福祉の連携強化につとめます。

39ページに主な施策が出てございます。①地域医療体制の充実、②救急医療体制の充実、③予防、早期発見の取り組みの促進、④医療機関の機能分担と連携です。以上が施策の基本方向と主な施策であります。

第5章計画の推進体制です。1の市民・関係団体・関係機関・行政の役割では行政の取り組みに加えて、市民・関係団体・関係機関などの地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。こちらではそれぞれの役割について記載しています。

2の計画の進捗管理でございます。計画の進捗状況の点検及び見直しにつきましては、帯広市健康生活支援審議会が毎年度ごとに帯広市から点検結果の報告を受け、市長に対し意見を述べることができます。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映されます。点検及び見直し内容は、市民に公表いたします。以上が第5章の計画の推進体制であります。計画原案の説明は以上であります。資料2-2で概要版を皆様の方にお配りしています。

地域福祉計画の説明は以上です。

(会長)

ただいまの報告についてご意見ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

計画の策定にあたって、今までの計画の基本的事項(3)計画の期間ということで、今回22年度から26年度までの5年間を想定しているわけですが、それが最後に必要な見直しを行います。という文言がありますが、今説明を聞いていますと、平成21年度の社会福祉関係の補正予算で平成23年度までの高齢者医療計画の施設整理の前倒しをしてよろしいという補正予算の概要になって、3千数百億円のお金がでてきております。

これがどこに反映されているのか。

市は市で地域密着型に移行していますが、この間も全国で42万人ほどの特養入居待機者がいると、厚生労働省が自ら発表しましたが、これの入所待機者を解消するというのが今の政府の大きな目標であって、それを今から平成22年度の施設整理、基盤整理の補正予算を事業仕分けし続けてきたと思うんですが、これが22年23年度までの計画の前倒しを行うという文言がありますが、この計画の中でどの部分にどう反映されるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

お答えさせていただきます。今、高齢者介護計画につきましては、第四期ということで平成13年から今計画を進めているところです。

政権交代がありましたので私達も自民党政治の時も一定の経済対策の中で、22年23年度に対する棚上げという中で、必要な事項を要望しているところでございます。

具体的に内容申しあげますと、小規模多機能については4箇所、それから小規模特養、ご存知だと思いますけど29床以下の特養については4箇所となっています、

民主党政権になって都市圏の特養待機者も含めての待機者が相当多いという中で、特養の整備を早急に進めていくというマニフェストもございまして、その具体的な内容がまだ示されてきていない為に現状ということになっていくわけです。

施設整備につきましては高齢者介護計画のなかで、この下の個別の計画の中で整備していくということになりますので、この地域福祉計画の中のその文言については入ってございません。実現的に詳細が見えてくると、帯広市でもそっちの方の計画を見直さなきゃならない。そうすると介護保険の問題もでてくるということもございまして、そういうことになると審議会の方にもご報告させていただきたいと考えているところでございます。

(会長)

他にございませんか。

(委員)

17ページの障害のある人を取り巻く状況ということで、17ページの障害福祉課の方からこの年次推移が示されているわけですが、わたくしどもの方の歯科医師会のほうでは、道だとか市の援助をいただきながら障害者のための国保保健センターを今運営しております、毎週休日及びその障害者に対するずっと支援を行なってきているわけですが、数字的にいいますと子どもの障害者に対する診療というものが少しここ数年頭打ち傾向に実はあります。

ここで福祉課の方からのデータを見ますと5年の中で精神障害者、大人の方が増えているというふうに推測されますが、増えているという状況がありますので障害福祉課の方で、例えば15歳未満で限った時に子供達の知的障害や発達遅滞だとかそういった数を把握することは可能でしょうか。数字的なものあるいは中身についていかがでしょうか。

(委員)

今お話ししましたように歯科医師会の中でやっている。障害者が頭打ちで私達がどの程度そのニーズに応じてセンター機能が働いているかということですね。この数字だけ見るとたぶん成人の方も入っているので、増えている割には私どものセンターにはなかなかいらしてないという事実があった時に、私どもがどの程度地域にとって役に、何%くらいの

方が来院されてお役に立っているのか、というようなことを年齢別であったり、疾患別であったり、と少し私どものセンター機能を充実させなければいけないといったときにお尋ねしたときに可能でしょうか。

(事務局)

具体的に今拾い出しをしているわけではないのですが、個別に情報はデジタル化しておりますので、ご相談いただければ個別にどなたのということは、もちろん個人情報上出せませんが、統計的な数字であれば具体的にどういう年齢層ということによっていただければご協力できる部分はあるかなと思います。

(委員)

また後日お願いするかもしれませんのでよろしくお願いします。

(会長)

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(委員)

お伺いします。それぞれの施策の中で主な市民の声というのが出ていますが、計画が紙面上のものでなくこういう声も取り上げられて大変計画が温かいものだなと感じました。ありがとうございます。

これは先走りかと思うのですが、今日は概要なので予算には触れていませんが、政権交代で事業仕分けというのがありました。

その時、私も見ていましたが、実は健康づくりの地域の健康づくり推進とかというところに廃止ってはっきり書いてあったんです。これから先のことで予算はこれからだと思いますが、ここに書かれている色々な基本的なものは変わらないと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

先程副市長からお話させていただきましたけども、第六期の総合計画が平成22年4月スタートいたします。実は平成22年度の予算がその最初のスタートになるわけですが、今、予算編成その作業のまっさかりでございます。

国の予算が決まって、市の方に地財計画というかたちの中でのくることなのですが、まだ、詳細が見えてきてないという状況の中で今、私ども予算編成の中、相当苦労しているところでございます。

これから徐々に増えてきて、今話に言われたような形のなかでの事業仕分けで一定の評価がされた、それが地方事業としてどのように影響があるのかという詳細をまだちょっと

つかめていないという状況でございます。来週からそれに対する説明会が道の方で各市町村にあると聞いてございます。

それによって来年度予算についてはどういう形で変わっていくか、ということは私どもも分からないですが、ただはっきり言えることはそれなりのことはきちっとしてなかいと
ならない。

ただ当然ながら国のやる事業、補助事業として今までやってきたことについては、先日の事業仕分けの中で明確に廃止なら廃止、見直しなら見直しとの案がでてきますので、その相当数の報告についてはやはりこれから明らかにされてくのかなと思っております。

ただ財源的なことがどうなっていくかということは、すなわち私どもの単独事業でございます帯広市独自の事業がどれくらいできるかどうかということが一つの問題になってくるのかなと思っております。

これから予算編成も具体的になってきますけども、それにつきましては次回の予算が決まった後の審議会の中で具体的に報告させていただきたいと考えてございます。

(委員)

よろしくをお願いします。

(委員)

27ページのノーマライゼーション理念の定着ということですが、私自身西帯地区のNRの会長をやって7~8年くらいたちます。

帯広市内では4箇所ありましてその4箇所のあるところとないところのNRについて、言葉を知っているかどうかのアンケートを市役所で一回やったことがあったのですが、私どもも歴然と差がでたというのがあります。従ってそういうのをやっていくと違うのだというのが分かりました。

実はこの4団体が交流会をもったというのはたった一回しかありません。

これはほとんどお金もかからないですし、年に一回くらいは各団体が交流会をもって全市的に影響を与えていく方向で有効に進めていけばいいのかなという風に思っております。

以上です。

(事務局)

障害福祉課です。今のお話ですが、後ほど具体的にご案内がいくかと思いますが、今月の26日に4地区の交流会を予定してございまして、時機にご案内がいくと思っておりますのでご参加の方をよろしくをお願いします。

(会長)

他ございませんか。

(委員)

この中で見ていきますと役割、地域でのコミュニティでの関わりとか相互の助け合いとか町内会という言葉が多く出ていますが、町内会とかボランティアとかそういうようなものに期待が大きいと思います。

その割には例えば22ページの町内会の加入率は年々下がってきていますし、23ページのボランティアのニーズも平成19年から平成20年にかけてものすごく下がっています。

でも一方でそういうボランティアとか町内会に担うことが期待されているような内容が多いと思います。

その対策がどうなっているのか、分からないのです。

これからどういう風にしていくかとかいうことについてお聞きしたいです。

(事務局)

まさに町内会の加入率は減ってしまっていて、地域福祉全体でも影響があります。

ただ行政は、当然、加入率を増やす、これからこうするという考えが必要です。

例えばこれから想定されます災害の時の対応ですとか、そういったものも視野に入れながら、色々行政側の情報を出しながらそれを地域におとして、それぞれ町内会または民生委員、社会福祉協議会と一緒に共通の考え方をもって行動するというのも、これからこういうものを改善するような施策なのかなと思っております。

これから施策の中身を見ながら考えていかなければならないと思います。

(事務局)

町内会単位加入の促進の問題については、担当事業部が相当苦慮しているという状況にあります。老人クラブの加入者も年々減ってきている。高齢者の方が増えている中でも、そういう団体に入っても活動する方がかなり減ってきているという状況にあります。

人と人のつながりをもつことによって地域福祉の充実に繋がり、人と人との思いやりが生まれてくると思います。

役所としても、老人クラブ加入の増強と、町内会単位の存続については、色々策を打ってございますけども、我々もこれから取り組んでいくという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

(委員)

町内会とか社会福祉協議会とか民生委員とかそういうシステムってすごく大事だし重要な役割だと思います。一方で加入率とか町内会とか下がっているっていうのはやっぱり何か原因があるのではということも予測されるんですけども、そういうところから洗い直してシステムをきちんとしていくと、もっとよくなるというふうには思っています。

(会長)

他にございますか。

(委員)

ボランティアセンターとは帯広市の五期総で生まれて、ずっと成長してきたのですが、最近はずっと横倍か減少です。これは帯広だけじゃなくて全道の様子を見ても全部そうです。

これは、今ボランティアが、ある意味では大衆化している。

ボランティアセンター的なものが例えば帯広では百年記念館にもあるとか、イベントごとにやるとか、あらゆる団体ごとにやるようになって、底辺が広がった関係があって、わざわざ行って時間かけるのが億劫だっている流れがあるのです。だけどボランティアセンターは災害時は絶対必要になると思って、そのまま残っていくだろうと思っています。

本当はボランティア連絡協という帯広でも40年くらいある古い組織なのですが、これが衣返りしながら色々全市的に働きかけていけばいいのかなと思ってやっているんですけども、なかなか思うようにはいかない。それがボランティアの構成が今回のデータでも教育ボランティアが数は一番多いとなっているのですが、うちの組織は、まったく教育関係が入ってない。昔からの団体が中心で去年ようやく2団体入って、少し動きが変わるかなという程度で、どうしても昔の雰囲気なのですよね。そこらあたりを色々工夫しながら、更に気楽に対応できている人たちを吸収していく、そういう動きを確立していく必要があるのかなというふうに思っています。

(会長)

よろしいでしょうか

では議題3 第二期帯広市アイヌ施策推進計画原案についてを議題にしたいと思います。
事務局より報告をお願いします。

(事務局)

それでは資料の3をご覧くださいと思います。

第1計画の基本的事項でございます、1計画の経緯といたしまして、こちらではアイヌ民族の状況とアイヌ施策の必要性を記載しています。

国等の動向では平成9年7月にアイヌ文化復興法が施行され、平成19年9月には国際連合総会での「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成20年6月に衆参両院の本会議で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が可決されております。

また21年7月には「アイヌ施策のあり方に関する有識者懇談会」の報告がなされたところであります。

また、北海道においては、第二次アイヌの人達の生活向上に関する推進方策について記載しています。

帯広市の取り組みでは、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するために、平成7年12月に全国の市町村に先駆けまして「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」を策定しています。

また、計画の一部を修正し、計画期間を延長し、「帯広市アイヌ施策推進計画」を策定し、これまで施策を推進してきたところです。次に2ページ目をご覧ください。計画策定の目的です。先住民族であるアイヌ民族の誇りが尊重される社会づくりを、国・北海道・関係団体との連携のもと、総合的、効果的に施策を推進することを目的といたします。

3の計画の期間です。平成22年度から平成31年度までの10年間といたします。

第2計画の位置づけでございますが、この計画は第六期帯広市総合計画の分野計画としてアイヌ民族に関する総合的な施策を推進する計画でございます。

第3計画の目標と基本方向です。1計画の目標はアイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会づくりを目標といたします。2計画の基本方向こちらは4つございます。

詳細は次の3ページ目以降に記載してございますのでそちらでご説明いたします。

第4 施策の推進です。こちらでは「現状と課題」「施策の目標」「主な施策」を記載しています。

基本方向Ⅰアイヌ民族についての理解促進では、施策の目標はアイヌ民族の歴史、伝統などについての市民への普及と啓発をはかります。アイヌ民族についての理解を深めるためにアイヌの人たちの地域活動を促進します。

主な施策は（1）啓発活動の推進（2）地域活動の促進（3）関係団体への支援（4）教育などの充実となっております。

基本方向Ⅱ文化の振興では、施策の目標といたしましてアイヌ文化の振興のために、アイヌ文化に対する市民の関心を高めるとともに、文化の保存と伝承、調査研究をすすめます。

主な施策は（1）知識の普及と啓発（2）文化の保存と伝承（3）調査研究の推進であります。

基本方向Ⅲ教育の振興で施策の目標は、アイヌ子弟の奨励をはかり、人材の育成をすすめます。

主な施策は（1）教育の支援の推進（2）進学機会の充実、基本方向Ⅳ生活の安定と生活環境の充実では、施策の目標は生活の安定と就労を促進するため、相談・支援体制の充実をはかります。また、安定した住みよい環境づくりのため住宅整備の促進を進めます。

主な施策であります。が、（1）生活の安定（2）就労の促進（3）生活環境などの向上です。

第5 計画の体系です。これまで説明して参りました目標、基本方向、主な施策を体系化したものです。

第6 計画の推進であります。1 施策の展開。こちらにつきましては第六期帯広市総合計画をはじめ、関連施策との整合性をはかり、広く市民の理解を得ながら、社団法人北海道アイヌ協会帯広支部などと連携して、総合的かつ効果的な施策の展開につとめてまいります。

2 計画の進捗管理では、計画を推進するにあたり、帯広市アイヌ施策連絡会議を定期的で開催し、進捗管理に努めてまいります。

以上で第二期帯広市アイヌ施策推進計画の説明は終わります。

(会長)

只今の報告についてご意見ご質問がありましたらお受けいたします。

(委員)

2点程ありますが、1点目このアイヌという言葉とウタリという言葉の使い分けは、計画の中で、基準があってどう使い分けているのかが1点と、6ページの、現状と課題の1行目で、北海道のアイヌ生活実態調査ではアイヌの人たちのうち、生活保護を受けている人の割合はアイヌの人たちが居住する市町村の平均の1.6倍という意味が分からないので、間違いではなくてこのままでよろしいのですか？どういう解釈をすればいいのか教えてください。

(事務局)

最初のアイヌとウタリの違いでございますけども、アイヌという言葉は人間という言葉、ウタリというのは同胞・仲間という言葉、それから北海道アイヌ協会というのは前はウタリ協会でしたが、これが名称を変えましてアイヌ協会になりました。それに伴い、帯広支部の北海道アイヌ協会はアイヌという言葉を使おうということで、これからはアイヌという言葉で統一するかたちで呼ばせていただいております。

(委員)

ウタリが死語ということではないのですね。

(事務局)

ないです。

(事務局)

生活保護の保護率が1.6倍ということなのですが、実は今帯広市内の生活保護率というのは26%くらいあります。それは1000人に対して生活保護人口が帯広市に何人いるかということなのですが、アイヌの方の生活実態はアイヌの人たちだけの割合なのです。

アイヌの人たちだけの数字をみるとその約1.6倍37～8あるということになる。
ですからアイヌの方の世帯だけみると保護率が高いという現状があるという記述でございます。

(委員)

例えばアイヌの人たちだけということはどういう世帯ですか？

(事務局)

アイヌ世帯の定義については純粋にアイヌの血を引き継いでいるという方、それからアイヌの方の世帯で生活してきた和人的な方です。そういう方々のことを指していますが、実態としてやはり同化政策の中で、色々差別を受けてきたという経験から自分はアイヌということを目指していない方もいらっしゃるの、現状として把握している人数よりも相当いるだろうと言われております。

(委員)

同化された方は、一応アイヌの血筋に反対ではない人。
そういう考えですか。

(事務局)

アイヌ施策の3ページの中間の※にアイヌの血を受け継いでいると思われる方、または婚姻・養子縁組等でそれらの方と同一の生計を営んでいる方と、道の方で実態調査しておりますので、先程申しましたようにアイヌの血が流れていないという方もいらっしゃいます。こういう方がいますけども実際にアイヌの人も私はアイヌじゃないということをおっしゃっている方もいらっしゃいますので、実際積んでいる数字より相当多くの方がいらっしゃるかと北海道ではおさえております。

(会長)

よろしいでしょうか。他になければ(4)その他に参りますが、その他については特に議題がないようですので、今日のこれまでの議題も含めて何かご意見・ご質問などありませんでしょうか。

【 質 疑 意 見 特 に な し 】

(会長)

ないようですので本日の審議会はこれで閉会といたします。